

(2) 森林の健全化促進と適正な保全

現状と課題

- ◆ 本県の森林は利根川水系の上流に位置し、水源の涵養^{かん}や災害の防止、地球温暖化の防止等の公益的機能の発揮により、県民の生命、財産を守るとともに首都圏の生活や産業活動を支えています。
- ◆ 東毛地域の平地林から北毛地域の亜高山帯針葉樹林に至るまで、多種・多様な森林が存在し、多くの動植物が生息・生育しています。
- ◆ 木材価格の長期的な低迷や山村地域における過疎化、高齢化等の進行による森林所有者の経営意欲の低下、不在村所有者の増加が顕在化しています。こうしたことを背景に、持続的な経営管理が行われていない森林が増加しており、森林を適正に整備・保全し、将来にわたって公益的機能を維持していくことが課題となっています。
- ◆ 森林経営管理制度の円滑な運用により、経営管理が行われていない森林の整備が求められています。
- ◆ 県内のカシノナガキクイムシによるナラ枯れ^{*}被害は、一部地域にとどまっていますが、今後の拡大が懸念されています。
- ◆ スギ・ヒノキの花粉症は、国民の4割がり患しているといわれています。
- ◆ 県内の条件不利な森林について、平成26年から、「ぐんま緑の県民基金事業」で整備を進めてきましたが、整備すべき森林の目標面積1万haに対して、いまだに多くの森林が未整備となっています。
- ◆ 野生獣類の生息数の増加や生息範囲の拡大等により、植栽した幼齢木の食害や成木の剥皮被害が増加しています。
- ◆ 森林における開発として太陽光発電施設の設置が増加傾向にあり、治山事業施工地を含む保安林の周囲での開発計画も見受けられます。

将 来 ビ ジ ャ ャ ン

- ◆ 森林の特性や地理的条件に応じた森林ゾーニングに基づく整備・管理により、森林の公益的機能がSDG sの理念にのり下で持続的かつ高度に発揮され、災害の危険性が低下しています。
- ◆ 森林経営管理制度の円滑な運用により、未整備森林が減少し、多様な機能が適切に発揮された森林が増加しています。
- ◆ 条件不利な森林の整備が進み、森林の整備率が向上しています。
- ◆ 森林の二酸化炭素(CO₂) 吸収量が確保・増進され、脱炭素社会の構築に向けた取組が進んでいます。

- ◆ 野生獣類による森林に対する被害が減少しています。
- ◆ 森林認証*の取得により適正に管理された森林が増加しています。
- ◆ 山地災害危険地区における保安林の適正な配備により、県民の生命・財産が保護されています。

取組の方向性

- ◆ 森林資源情報の高度化により森林の状況を正確に把握し、森林の特性や地理的条件に応じた森林ゾーニングによる整備を推進します。
- ◆ 適正な維持管理や持続的な林業経営がされていない森林に対して間伐等森林整備を推進します。
- ◆ 森林所有者意向調査などの森林経営管理制度の円滑な運用を図るため主体となる市町村の業務を支援します。
- ◆ ぐんま緑の県民基金事業により条件不利な森林の整備を進めます。
- ◆ 野生獣類の生息環境整備、適正管理など、被害防止対策に取り組めます。
- ◆ 林野火災の未然防止を図るため、予防対策を実施します。
- ◆ 持続可能な森林経営に資する森林認証の取得を支援します。
- ◆ 山地災害危険地区における保安林指定を進めます。

具体的施策《重点取組》

(森林の適正な整備、活用)

- ◆ 森林ゾーニングに応じた森林施業による効率的な森林資源の活用を通して、公益的機能の高度発揮を図ります。
- ◆ 山地災害の危険性が高い地区の周辺森林において、山地災害防止のため、荒廃した森林の間伐や森林の造成等を推進します。
- ◆ カシノナガキクイムシによるナラ枯れの被害拡大を防止するため、県、市町村及び国有林と連携して情報収集に努め、早期発見・駆除対策に取り組めます。
- ◆ 保全すべき重要なマツ林や公園・神社等において単木として保全しているマツは、薬剤の樹幹注入等により松くい虫被害の防止に努めます。



カシノナガキクイムシ被害防除対策

- ◆ 花粉発生源となるスギ・ヒノキ林の花粉症対策品種への植え替えや樹種転換を推進します。

(森林の公益的機能の維持増進)

- ◆ 公益上特に重要な森林については、治山事業による森林整備を実施し、公益的機能が高度に発揮されるよう維持、造成を図ります。
- ◆ ぐんま緑の県民基金事業により、林業経営が成り立たない条件不利地を対象に強度の間伐を実施し、災害防止などの森林の公益的機能の維持・増進を図ります。
- ◆ 経営管理されていない森林の所有者意向調査を推進するため、森林環境譲与税を活用した森林資源情報の整備・提供や市町村職員を対象とした森林GIS研修などを実施し、市町村を支援します。
- ◆ 林政課経営管理室及び各環境森林事務所・森林事務所に配置した経営管理専門官により、市町村に対し技術的な支援を行い、森林経営管理制度の円滑な運用を図ります。

(保安林指定の推進)

- ◆ 山地災害危険地区に判定した森林については、山地災害への防備を目的とする土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林への指定を進めていきます。
- ◆ 治山事業施工地の近隣において、一体的に保全・整備すべき森林が保安林に指定されていない場合には、追加による指定を検討します。

(野生獣類対策の推進)

- ◆ ニホンジカによる造林木等への食害、ツキノワグマによる剥皮被害等のある地域においては、適正管理計画などとの整合性を保ちつつ、被害地域や市町村、関係機関等との連携を強化し、捕獲を推進します。
- ◆ 多様な森林づくりにより野生獣類の生息環境を確保し、山村地域における被害の軽減を図ります。
- ◆ ニホンジカやツキノワグマ等の行動生態を把握し、新たな器具による効果的な捕獲や防除技術の調査・研究に取り組みます。

(森林の適正な管理)

- ◆ 林野火災を未然に防止するため、県民の予防意識の向上を図ります。
- ◆ 持続可能な森林経営を推進するため、FSC(森林管理協議会)^{*}、SGEC(緑の循環認証会議)^{*}などの森林認証の取得を支援します。
- ◆ 無秩序な森林の開発を防止するため、「林地開発許可制度」を適正に運用するとともに、「伐採届出制度」の適正な運用に努めます。
- ◆ 森林保全巡視指導員及び森林保全推進員によって、森林に係る各種被害や廃棄物の不法投棄などの早期発見・防止に努めます。
- ◆ 群馬県水源地域保全条例による事前届出制度の適正な運用により、水源地域の森林を適正に保全します。

数値目標 【防災・減災】		
指 標 (★重要指標)	現状値	目標値
★民有林治山事業施工面積 (ha) ※10年間累計	556	600
★民有人工林の間伐等森林整備面積 (ha/年)	1,990	3,100
★民有人工林の整備率 (%)	42	50
山地災害危険地区における保安林指定面積 (ha)	800	2,500
野生獣類による林業被害 (百万円/年)	222	177